



暑中お見舞い
申し上げます

掲載 中小企業倒産防止共済

◆ 8月の税務と労務

国 税	7月分源泉所得税の納付	8月13日
国 税	6月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)	9月2日
国 税	12月決算法人の中間申告	9月2日
国 税	9月、12月、3月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合)	9月2日
国 税	個人事業者の消費税等の中間申告	9月2日
地方税	個人事業税第1期分の納付	都道府県の条例で定める日
地方税	個人住民税第2期分の納付	市区町村の条例で定める日

8月

(葉月) AUGUST

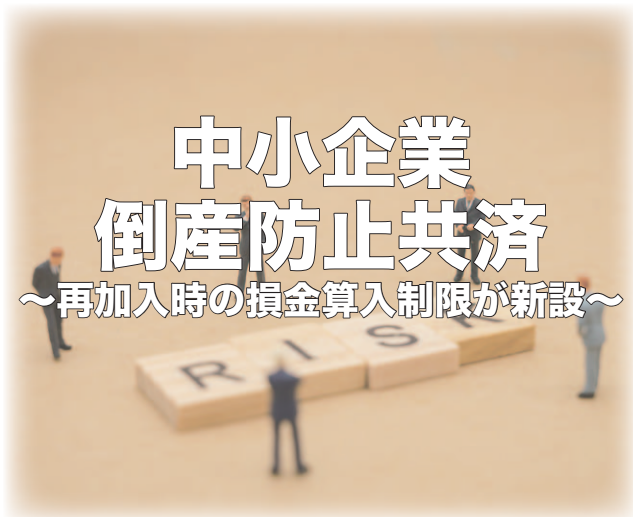
2024 (令和6年)

11日・山の日 12日・振替休日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

ワン
ポイント

相続人申告登記 相続登記が令和6年4月から義務化されましたが、期限内の申請が難しい場合に、簡易に義務を履行できる手続きが「相続人申告登記」です。相続登記の義務不履行による過料を回避できるメリットがありますが、相続した不動産を売却したり抵当権を設定する際には、通常の相続登記が必要な点にご注意ください。



中小企業 倒産防止共済

～再加入時の損金算入制限が新設～

中小企業倒産防止共済は、取引先事業者が倒産した際に、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防ぐために昭和53年に創設された制度で、独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）が運営しています。昭和40年代後半は、景気後退による倒産件数が増大しました。中小企業は取引先企業の財務情報などの入手が困難なため、突然の取引先企業の倒産で被害を受けることが多いことから、中小企業の相互救済の仕組みとして、中小企業倒産防止共済が始まりました。

今年度税制改正で、中小企業倒産防止共済掛金の損金算入に、一定の制限が設けられました。

共済への加入

中小企業倒産防止共済に加入できる企業は、引き続き1年以上事業を行っている中小企業者で、表1の資本金等の額または従業員数のいずれかに該当する個人事業主または会社などです。ただし、住所や主たる事業の変更を繰り返し行っているため継続的な取引の状況把握が困難な企業など、一定の要件に該当する場合は、加入できません。

加入する際には、契約申込書や掛金預金口座振替申出書^(※)等の書類を、中小機構と業務委託契約を締結

表1 加入要件

業種	資本金等の額	従業員数
製造業、建設業、運送業、その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ゴム製品製造業 ^(※)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

※自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く

している委託団体または金融機関（代理店）に提出をします。委託団体や代理店の求めにより、登記事項証明書や納税証明書、確定申告書などの書類の提示が必要になります。

※ 委託団体で申し込む場合は、事前に預金口座のある金融機関で確認を受けます。

共済掛金

共済掛金は、月額で5千円から20万円までの範囲で、自由に選択できます。そして掛金の総額が800万円に達するまで、積み立てをすることができます。

掛金は、掛金前納申出書を提出することで、前納することができます。なお加入の申し込み時に前納を希望する場合は、契約申込書にその旨を記載します。

納付した掛金は、事業所得の必要経費または法人の損金の額に算入することができます。

共済金の貸付

共済の契約者は、「加入後6か月以上を経過し、かつ6か月以上の掛金を納付している」「共済契約者の直接の取引先事業者が倒産した」「取引先事業者の倒産により、売掛金債権などの回収が困難となった」などの条件を満たすと、共済金の貸付を受けることができます。

ただし共済金の額が少額などの一定の場合は、貸付を受けることができません。また取引先が夜逃げなどをした場合は、この制度でいう「倒産」には該当しないので、注意が必要です。

共済金の貸付には、担保や保証人は必要ありません。また、貸付利子は無利子です。ただし、貸付を受けた共済金の額の10分の1に相当する金額が、納付した掛金から控除されます。

なお共済金貸付制度とは別に、取引先が倒産していても臨時に事業資金が必要な場合に借入れできる、一時貸付金制度もあります。



解約と解約手当金

共済契約の解約には、「任意解約」「機構解約」「みなし解約」の3つがあります。解約をした場合、掛金納付月数が12か月以上のときは、掛金の納付月数等に応じて掛金総額の75%から100%相当額の解約手当金が支払われます(表2参照)。

解約手当金は、事業所得の収入金額または法人の益金の額に算入されます。

令和6年度税制改正

昨今、中小企業倒産防止共済については、加入後3年目から4年目に解約し、その後すぐに再加入する件数が増えています。前述のように共済掛金には、事業

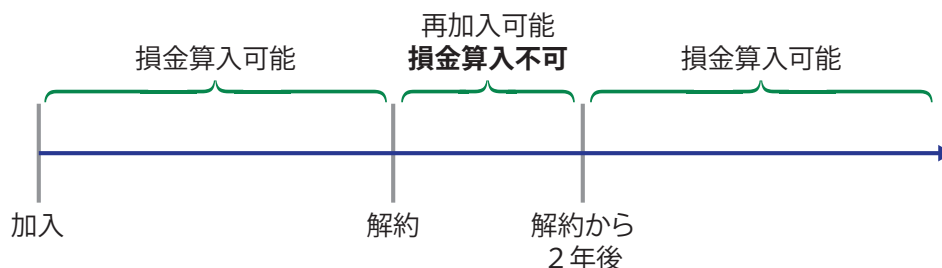
所得の必要経費または損金の額に算入することができるという税制上の優遇措置があり、加入者へのアンケートでも、この税制上の優遇措置があることが加入の決め手であるという回答が全体の約3割を占めています。また、インターネットなどでも、もっぱら節税をアピールして中小企業倒産防止共済への加入を勧めるものが数多く存在しています。

そのような状況から、令和6年度税制改正で、中小企業倒産防止共済を解約したあと再加入した場合、解約した日から2年を経過する日までの間に支出する共済掛金については、事業所得の必要経費または法人の損金の額に算入することができないことになりました(図参照)。この改正は、令和6年10月1日以後の解約について適用されます。

表2 解約手当金の支給率

		任意解約	機構解約	みなし解約
		契約者が任意に行う解約	掛金の滞納などの事由による、機構が行う解約	契約者の死亡、解散、会社分割などの場合
掛金納付月数	1か月～11か月	0%	0%	0%
	12か月～23か月	80%	75%	85%
	24か月～29か月	85%	80%	90%
	30か月～35か月	90%	85%	95%
	36か月～39か月	95%	90%	100%
	40か月以上	100%	95%	100%

図 改正内容のイメージ



※個人事業主の場合は、「損金算入」を「事業所得の必要経費に計上」と読み替えてください。

日本年金機構 被保険者データ CD 提供の終了予定

現在、日本年金機構により各種手続きのオンライン化が進められていることを踏まえ、被保険者データを収録したCDを郵送するサービスは、令和7年3月をもって終了となる予定です。CDを活用していた事業主の方は、終了までの期間にオンラインによる情報入手を試しておく、切替がスムーズに行えるでしょう。

なお、「オンライン事業所年金情報サービス」は、現在GビズIDを持つ事業主のみ利用可能ですが、令和7年1月以降は、①電子証明書を持つ事業主、②社会保険事務を受託している社会保険労務士、についても利用可能とするサービス拡大が予定されています(令和6年4月号「日本年金機構からのお知らせ」)。

暑中のご挨拶



暑中お見舞い申し上げます。

昨今の世界的なインフレ圧力の増大や原材料費の高騰から、多くの業種が厳しい事業環境にあり、事業者の柔軟性と革新性が試されています。話題の生成 AIをはじめ最新のテクノロジーも取り入れながら、製品やサービスの付加価値を高めることで、顧客の信頼を維持し市場での競争力を保つことが求められます。

令和6年度の税制改正では、定額減税の実施と賃上げ促進税制の強化が盛り込まれました。これらは、物価高への対応と賃金上昇の相乗効果で、経済の好循環につなげることを目的とした施策です。定額減税においては、すでに6月から給与や賞与の源泉徴収税額からの減税などが始まっていますが、年末調整の際にも必要となる手続きがありますので、早めに準備を行うことが大切です。

労務関係では、物流業界などで「2024年問題」とも言われる年間時間外労働時間の制限があり、社会全体で働き方改革への関心が高まっています。事業者の皆様におかれましても、ワークライフバランスに対する意識を持ち、適切な対応を行うことが求められています。また、2024年問題に伴い運送コストの上昇など経済的な影響も見受けられ、事業活動を持続していくため着実な経営判断を行っていくことが、より一層重要になっています。

皆様方の益々のご発展とご健勝を祈念し、ご挨拶といたします。

消費税等の納付額の経理処理

消費税等の経理処理には、税抜経理方式と税込経理方式があります。税込経理方式を選択した場合、消費税等の額は売上高や仕入高、経費などの額に含まれます。そのため法人の場合、納付すべき消費税等の額は、租税公課として損金の額に算入します。

納付すべき消費税等の額の計上時期は、原則として申告書を提出した日の属する事業年度や、更正または決定があった日の属する事業年度になります。

申告期限が到来していない納税申告書に記載すべき消費税等の額を、損金経理により未払金に計上した場合、計上した事業年度の損金の額に算入することができます。なお損金経理していない場合に、申告書の別表で減算処理をすることは認められませんので、ご注意ください。

Q&A

外貨で支払う役員報酬

Q 当社は、外国人の役員に対して、外貨建てで給与を支給することとしています。例えば、米国人の役員に対して、毎月1万ドルを支払う場合、為替レートの変動により、円換算した毎月の支給額は同額となりませんが、この役員に対する給与は、定期同額給与に該当しないことになりますか。

A 役員に対して外貨建てで定額の給与を支払う場合も、定期同額給与に該当しません。

役員に対して支給する定期給与で各支給時期における支給額が同額であるものは、定期同額給与として、損金算入することができます。このとき、支給額を円換算した金額が同額であることまでは、求められていません。従って、外貨建てで毎月同額の給与を支給したもののについても定期同額給与に該当します。